

令和7年度における国立大学法人福岡教育大学の中小企業者に関する契約の方針

国立大学法人福岡教育大学(以下「本学」という。)は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。)第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針(令和7年4月22日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、令和7年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針(以下「本方針」という。)を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

本学は、令和7年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約が前年度までの実績を上回るよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約については、前年度までの契約実績を上回るように努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

本学は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況(例えば季節要因)等を考慮するよう努めるものとする。

また、物件の発注にあたっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限しないものとする。

2 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記1に掲げる前段と同様の配慮に努めるものとする。

3 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報や発注計画に関する情報をホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

4 官公需に関する相談体制の整備

財務企画課経理・契約グループ契約担当、環境マネジメント課施設企画担当の職員などの「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

5 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。

6 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割する等の分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

7 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。あわせて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、契約の実態把握に努めるとともに、契約書の作成の際には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合に発注者の承認をとること及び業務の一括請負等の禁止を明記する。

8 一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等について中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

また、発注にあたっては、分離・分割発注を検討するなど、中小企業者の受注の機会を確保することにも配慮するものとする。

9 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

10 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

契約内容の履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式による競争の際に、地域精通度等に加え、迅速性や融通性等を評価項目として考慮することに努めるものとする。

11 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

「特定補助金等の交付等に関する指針」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、SBIR制度の特定新技術補助金等(SBIR特定新技術補助金等)の交付を受けた中小企業・小規模事業者が入札に参加する場合には、下位等級であっても入札参加が可能となるよう、弾力的な運用に努めるものとする。

12 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

少額の契約であって随意契約(以下「少額の随意契約」という。)による場合には、地域の中小企業・小規模事業者を見積先を含めるよう努めるものとする。

13 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

- ① 特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払(毎月払い等)を行うよう配慮することにより努めるものとする。
- ② 中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに配慮し、本学に対する債権の譲渡が必要と認められる場合は適切に対応するものとする。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法(明治29年法律第89号)第466条第2項の趣旨を踏まえ、本学は、中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るため、本学の承諾を得なかったとしても債権の譲渡は有効であることについて、ホームページへの掲載等により中小企業・小規模事業者へ情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努めるものとする。

14 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費(社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含み、かつ都道府県における最低賃金額の改定も反映した額)等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況(例えば季節要因)等を考慮するよう努めるものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピングの防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

さらに、契約前において、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務(清掃等)に関し、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約書等に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとし、契約後においては、最低賃金額の改定があった場合には契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。また、物件及び役

務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

15 中小石油販売業者に対する配慮

官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合には、平時においても当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、官公需適格組合をはじめとする石油組合との随意契約を行うことができる。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

本学は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

(2) 競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

(3) 地方自治法第167条の2第1項第4号で都道府県知事が認定した商品（「いわゆるトライアル発注制度」という。）等の受注機会の増大

いわゆるトライアル発注制度に係る商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の随意契約による場合は、見積先に含める等の受注機会の増大に努めるものとする。

(4) 新規中小企業者からの相談体制

財務企画課、環境マネジメント課などの「官公需相談窓口」にて、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組むものとする。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、本学の全ての部局に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため、財務企画課に推進本部を設置する。なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当に対し改善策を指示する。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備(事業者からの報告様式の作成等)を図る。

附則

○本方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。 _